

検査回数・検査時期について

質問	回答	公開日
1 検査は何回、どの時期に受けなければいけませんか。	3階以下（地下部分を含め3階以下）の建物は「基礎配筋工事の完了時」と「躯体工事完了時～下地張り直前の工事の完了時」の合計2回の検査を受けて頂く必要があります。  4階以上（地下部分を含め4階以上）の建物は「基礎配筋工事の完了時」「最下階から数えて2層目、10層目、それ以降は7層ごとの床配筋工事の完了時」、「防水工事の完了時」と建物の階数によって検査回数も異なります。（最低3回以上の検査）	09/11/17  一部改訂 11/11/15
2 基礎配筋検査はどのタイミングで行いますか。	底盤部の配筋・型枠設置後のコンクリート打設前に検査を行います。底盤配筋・型枠、立上がり縦筋を設置した状態で検査を行います。	11/11/15
3 一部地下がある場合の1回目検査時期について教えてください。	原則、先行する工区で検査を実施してください。 ただし、物件のボリュームに対し、あまりに小さい場合は後工区としても構いません。 後工区分については、次回検査時に写真、書類等の提示、ヒアリング等で確認します。（写真、書類等の提出は不要です） （性能評価付プランはハウスプラスにご相談ください）	09/11/17  一部改訂 11/11/15
4 べた基礎2度打ちの場合の1回目検査の時期を教えてください。	外側の型枠設置後、底盤部分のコンクリート打設前に1回目検査を行います。	09/11/17
5 大面積で工区分けがある場合は、どの工区で検査を行いますか。	原則的に、先行工区で検査を実施します。やむをえず先行工区で検査できない場合や判断に迷う場合はハウスプラスにご相談下さい。	09/11/17
6 防水検査はどのタイミングで実施しますか。	3階以下（地下部分を含め3階以下）の建物においては躯体工事完了時～内装下地張り直前の工事の完了時までの間に、躯体検査と防水検査をあわせて1回検査を実施します。躯体検査がメインとなり、防水検査については可能な範囲での目視確認をし、未施工部位については「設計施工確認シート」で確認をします。（3階以下のRC造においては屋上の配筋工事の完了時に配筋検査と防水検査を実施）  4階以上（地下部分を含め4階以上）の建物においては屋根防水・外壁のシーリング工事なども含めて全ての防水工事が完了してから検査を実施します。（保護防水の場合はシンダーコンクリートも打設後）	09/11/17  一部改訂 11/11/15
7 3階建て以下（地下部分を含め3階以下）の建物における2回目検査時（躯体・防水検査）の防水措置についてはどのようにしたらよいですか。	目視で確認できる部分については検査時に確認をします。未施工部位については、1回目検査（基礎配筋検査）時に検査員が渡す「設計施工確認シート」の防水検査の該当箇所にチェックをいれていただき、書面での検査といたします。（未施工部分については写真は不要です） 1回目検査時に検査員からも説明いたします。	11/11/15

その他

質問	回答	公開日
<p>1 検査までに用意しておくことはありますか。</p>	<p>申請図書に不足がある場合には、初回検査時までにご用意いただき、検査員に提出してください。 2回目以降の検査においては、次回使用する「設計施工確認シート」を検査員が渡しますので、「現場担当者事前確認」および「設計施工基準の概要欄」にチェックを入れて頂き、検査当日に検査員へ提出して下さい。 また、検査で検査員からは是正を求められた場合は、当該検査で是正可能で確認できる場合や次回検査時に是正箇所の目視確認できる場合を除き、是正した写真等をご用意いたします。</p>	<p>09/11/17  一部改訂 11/11/15</p>
<p>2 現場で、保険申込時から変更が生じた場合はどうしたらよいですか。</p>	<p>構造及び防水に関する部分の変更について手続きが必要になります。 構造に関して建築基準法に係る変更のあった場合は、原則、特定行政庁あるいは確認検査機関に提出する「計画変更確認申請書」・「軽微変更報告書」の写しと該当する部分の「設計図書」を検査員に提出してください。 防水に関する変更については、該当する部分の設計図書の写しを検査員に提出してください。 変更後の設計内容が設計施工基準の規定に抵触する場合は、検査員へお知らせください。</p>	<p>09/11/17  一部改訂 11/11/15</p>
<p>3 検査の日時調整はどのように行いますか。</p>	<p>初回検査時は保険申込をハウスプラスに頂きましたら、検査員から現場担当者の方へ連絡させていただきます。2回目の検査以降については当該検査終了後、次回検査時期の説明及び日程の打合せをさせていただきます。 取決めした検査日から変更が生じた場合については、速やかに検査員まで変更になる旨連絡の上、再度検査日時の調整をお願いいたします。</p>	<p>09/11/17</p>
<p>4 検査で不合格になる場合について教えてください。</p>	<p>現場担当者の方が連絡なく検査時間になっても現場にこない場合、検査工程に現場が全然至っておらず検査が不可能な場合、全体的に現場施工不良が確認される場合など、ハウスプラスが現場の状況により再度検査を実施する必要があると判断した場合は再検査を実施させていただきます。尚、再検査実施に関しては有料になりますのでご注意ください。</p>	<p>09/11/17</p>